

こどもに関する情報・データ連携に関連する厚生労働省の 取組みについて

厚生労働省における関連する取組みについて

(子ども時代の健診等の健康情報を確認できる仕組み)

- 子ども時代に受ける乳幼児健診、予防接種等の個人の健康情報を一元的に確認できる仕組みを構築
 - マイナポータルでの閲覧、転居時・進学時にデータ引継ぎを可能に

(要保護児童に関する情報共有システム)

- 児童虐待対応の効率化・質の向上を図るため、要保護児童に関する情報共有システムを構築
 - 転居した際の自治体間の情報共有、児童相談所と市町村における日常的な情報共有をできる仕組みを構築

(ひとり親家庭等に対する自治体の窓口のワンストップ化の推進)

- ひとり親家庭の相談窓口において、実情を踏まえた、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制の整備を進めている（ウェブサイトを通じた支援窓口への誘導や、SNSを活用した双方向型の支援を推進）

(AIを活用した緊急性の判断に資するツールの開発促進)

- 児童虐待発生時の迅速・的確な対応に当たって、虐待事案に関するデータの収集及びAIによる分析を実施し、緊急性の判断に資する全国統一のツールの開発を推進

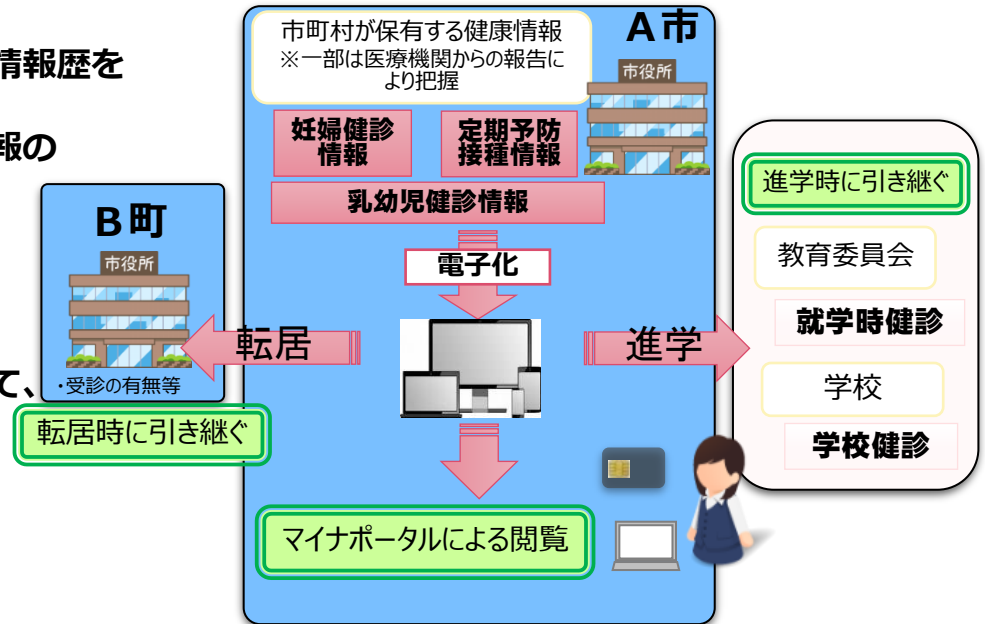
子ども時代に受ける健診、予防接種等の個人の健康情報を一元的に確認し 引っ越しや子どもの成長にあわせて記録を転居先や進学先へ引き継げるようにするサービス

【将来的にこのサービスで目指したいこと】

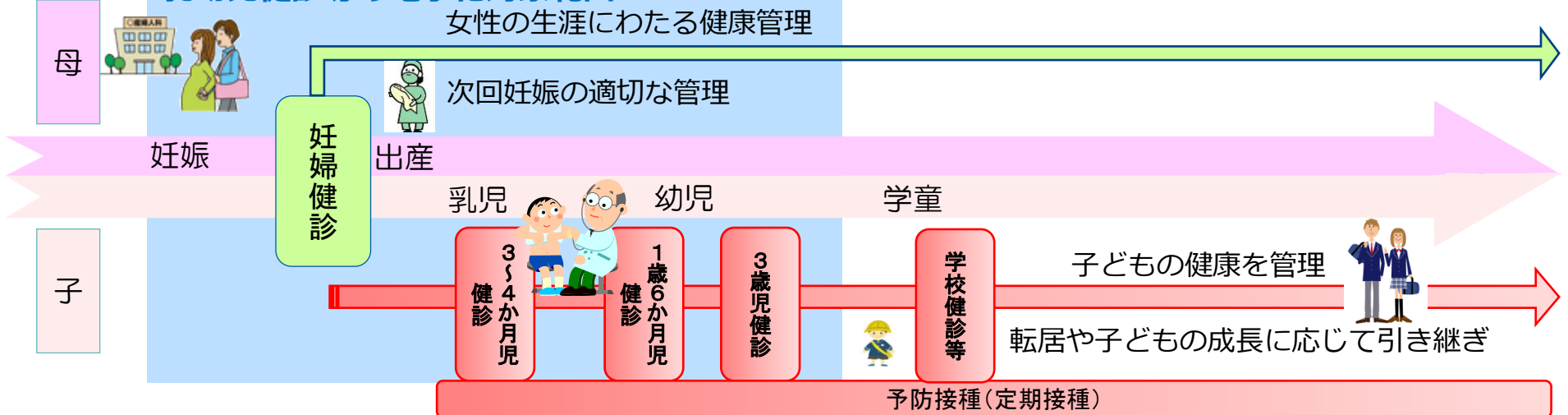
- 子ども時代に受ける健診、予防接種等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みの構築
- 個人情報に配慮しつつ関係機関間での適切な健診情報の引き継ぎ
- ビッグ・データとして活用

【2020年度に実現できること】

- 乳幼児健診の受診の有無等の電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれる仕組みを構築する。
- マイナポータルを活用し、子ども時代に受ける健診、妊婦健診、予防接種等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みを構築する。



乳幼児健診等の電子化対象範囲



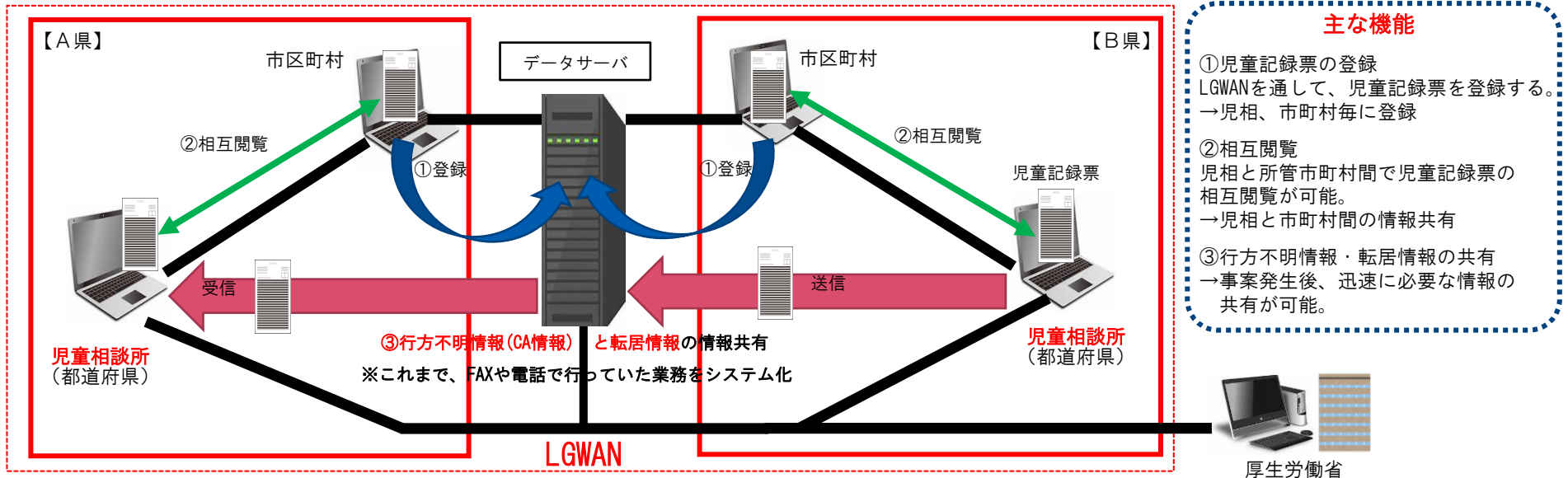
背景・目的

- 近年発生した重篤な児童虐待事案において、転居した際の自治体間における引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられている。
- このため、要保護児童等が行方不明となった場合や転居した場合に児童相談所間で迅速かつ的確に情報共有を行い、リスクの共有を図るとともに、児童相談所と市区町村において必要な情報共有を行うことができる仕組みが必要であることから、令和元年に情報共有システムの検討を進め、令和2年度に開発、令和3年4月から運用を開始したところである。(※)
- 本年9月1日から、全国の児童相談所において、本システムを活用し、要保護児童等の行方不明情報及び転出転入情報の共有を一斉に開始。

※R3.4～児童相談所及び市区町村において、情報共有システムを利用するための組織の作成及びデータサーバへの児童記録票の登録などを随時行っている。

事業イメージ

情報共有システム ※ LGWAN-ASP (LGWAN (自治体を相互に接続する行政専用のネットワーク) を介して、自治体職員に各種行政事務サービスを提供する仕組み) を活用



【児童相談所が新たに虐待通告を受けた場合の情報共有の例】

従来の対応（一般的な例）

① 通告受理

・児童相談所における過去の対応歴を確認するとともに、住所地の市町村等における過去の対応歴等を電話で確認

情報共有システムでの対応

・過去の対応歴の有無について、情報共有システムで検索（夜間・休日など、市町村の職員が不在の場合でも把握可能）
 ・情報共有システムに市町村が登録している情報を確認（例：住所、利用機関（保育所等）・就学状況、家庭の状況 等）

システム導入により

② ケースの進行管理

・要保護児童対策地域協議会の実務者会議（2月に1度程度）や電話等により、各ケースの状況変化等を把握するとともに、支援方針を確認

・要保護児童対策地域協議会の仕組みに加え、情報共有システムにより、児童相談所と管内市町村は、それぞれが保有するケース記録を常時、相互閲覧可能
 （ケース記録の登録情報が変更された際、システム上で自動的に関係自治体に通知（（例）市町村→児童相談所））

要保護児童の
 早期発見
 ・早期対応

③ 転出の際の引き継ぎ等

・転出先の児童相談所に電話や文書の郵送等により連絡（緊急性の高い事案は対面で引き継ぎを実施）
 ・児童が行方不明になった場合、各都道府県の児童相談所にFAXで情報共有

・情報共有システムにより、ケース記録の情報提供を行い、正確な情報を速やかに伝えることが可能
 ・情報共有システムにおいて、行方不明となった児童の情報共有（電子的な管理により過去の情報等の検索が容易）

整備状況

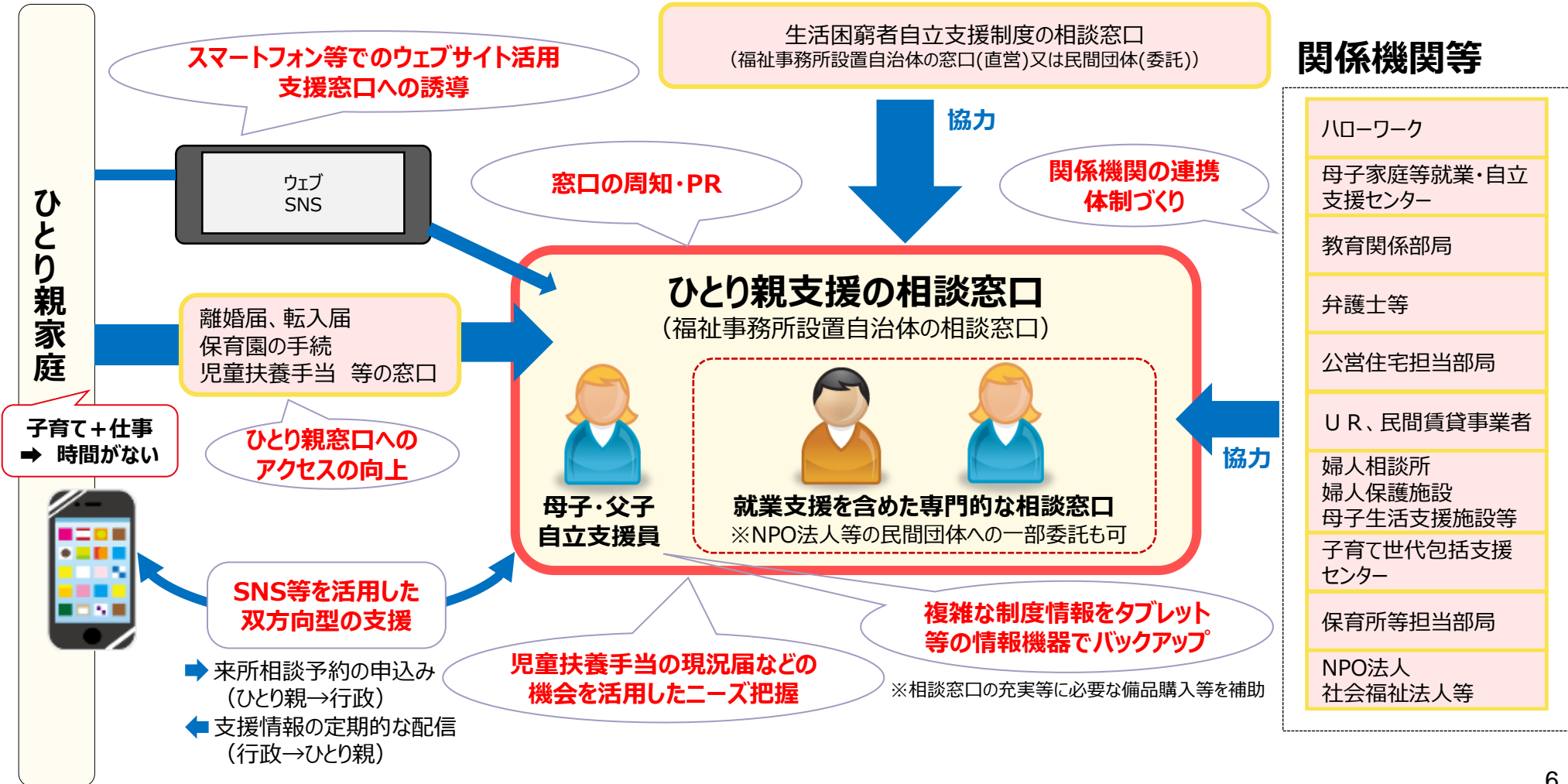
令和3年11月5日現在

- 児童相談所(支所、分室等含む。) 242カ所 / 242カ所 (100%)
- 47都道府県 1,916市区町村 1,963カ所 / 1,963カ所 (100%)
- 児童記録票登録件数 : 82,194(件)
 ※内訳: 児童相談所 35,453(件)、市区町村 46,741(件)
- 転居及び行方不明情報発出件数 : 398件
 ※児童が転居した場合や行方不明となった場合に、児童の転居等の情報を把握した自治体が転居先自治体等に情報を発信する。

整備促進の取組

- 説明会の開催
 - 令和3年5月28日 第1回説明会開催(児相向け)
 - 令和3年7月15日 第2回説明会開催(児相向け)
 - 令和3年7月15日 第1回説明会(市区町村向け)
- 研修会の開催
 - 令和3年8月27日 第1回研修会開催(児相向け)

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口で確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、実情を踏まえた、**ワンストップで寄り添い型支援**を行うことができる体制を整備



ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業【R2年度補正⇒R3年度に繰越】

令和2年度第3次補正予算：4.0億円（母子家庭等対策総合支援事業）

背景

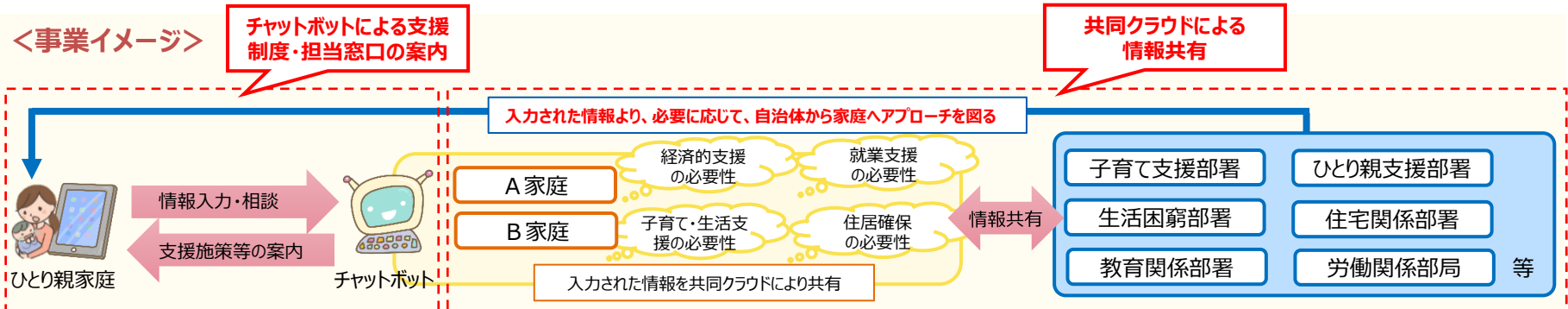
- ひとり親家庭に対する支援について、①地方公共団体における窓口が統一されておらず、各種制度をよく知る人も希少であること、②多様な状況に応じた様々な制度が用意されるも、実際の活用にはハードルがあることから、**ひとり親家庭が数々ある制度にたどりつくことができていないかが課題**となっているところ
- 母子・父子自立支援員等、職員配置の拡充が難しい中、**IT機器等を活用したひとり親のワンストップ相談体制の強化が必須**。

目的

- ひとり親家庭が必要な支援に繋がり、自立に向けた適切な支援を受けられるよう、IT機器等の活用を始めとしたひとり親のワンストップ相談体制の構築・強化をモデル的に実施し、その取組の横展開を図ることを目的とする。

支援の内容

- チャットボットによる相談への自動応答や支援制度・担当窓口の案内、関係部署との情報共有システムの構築など、IT機器の活用を始めとした相談機能強化を図る。



補助単価等

対象	補助率	補助基準額	実施主体
○ ひとり親家庭等に対するワンストップ相談体制強化事業を実施する自治体（委託先団体を含む。）	定額 （国10/10相当）	1自治体あたり 80,000千円	都道府県、市及び福祉事務所 設置町村

AIを活用した緊急性の判断に資するツールの開発促進

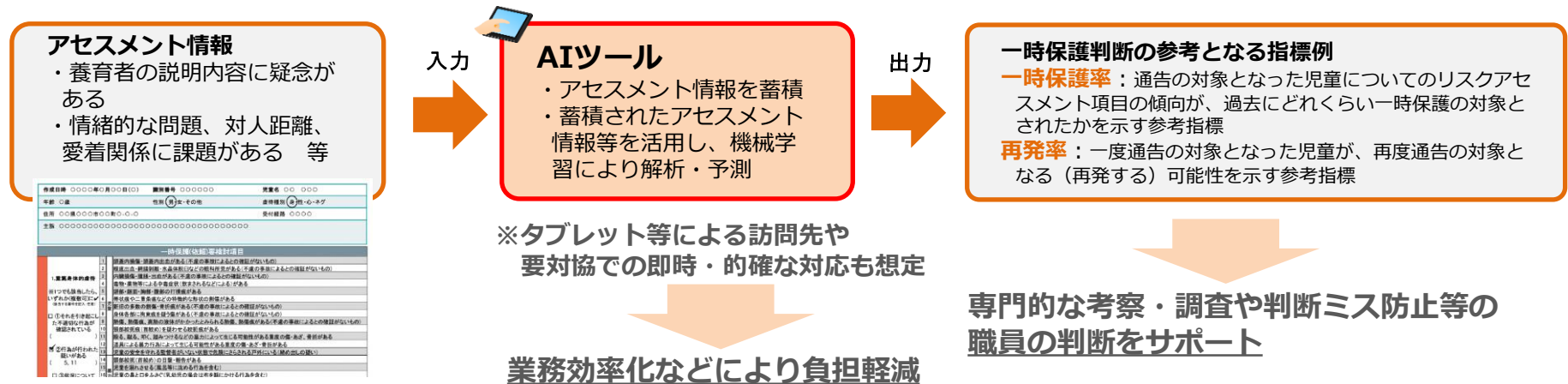
1. 概要

児童虐待発生時の迅速・的確な対応に当たって、虐待事案に関するデータの収集及びAIによる分析を実施し、緊急性の判断に資する全国統一のツールを開発する。

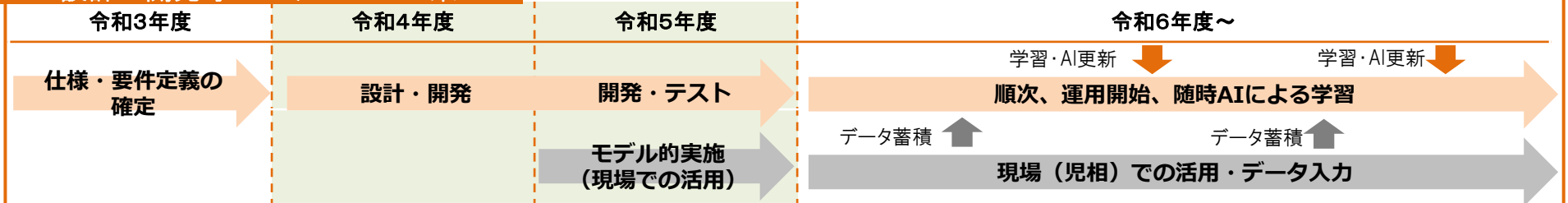
2. システム概要案 ※仕様の詳細は令和3年度中に事業委託を行い、検討の上決定

- 通告の対象となった児童についてのリスクアセスメント項目の入力等によりアセスメント情報を蓄積。
- 蓄積された情報をAIが解析・予測することで、一時保護判断の参考となる指標の表示等を行い、職員の判断をサポートする。

※ 統計的なデータの分析を行うことで、職員が行う一時保護の判断のサポートが目的であり、職員に代わって判断するものではない。



3. 設計・開発等のスケジュール案



※今後、令和4年度以降の経費について要求予定。